

山形県告示第 758 号

山形県主要農作物種子条例（平成 30 年 10 月県条例第 58 号）第 7 条第 6 項（同条例第 9 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による審査の基準及び方法を次のとおり定める。

平成 30 年 10 月 16 日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県主要農作物種子条例の審査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 審査の対象となる種子

原種、原原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取扱い

イ 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

ロ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ハ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等知事が特別の事情を認めた場合には原原種を用いることを妨げないものとする。また、災害等により原種の供給が困難となった場合も同様の手続により、一般種子を用いることを妨げないものとする。

(3) 審査の単位

イ ほ場審査は、農道、けい畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を 1 単位とする。

ロ 生産物審査は、1 包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作製することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を 1 単位とすることができる。

(4) 審査の時期及び回数

イ ほ場審査は次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる時期に行う。

区分	時期
稲、大麦、はだか麦及び小麦	出穂期及び糊熟期
大豆	開花期及び成熟期

ロ イに掲げる時期における審査のみでは、適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生するおそれのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。更に、審査は、好天日を選び、早期及び日没を避けなければならない。

ハ 生産物審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、種子の調製後から包装及び出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

(5) 種子の調製

イ 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設及び設備について、次の項目を確認しなければならない。

(イ) 調製に当たって混種が起こらないような方法が採られていること。

- (ロ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
- (ハ) 調製作業並びに種子の搬入及び搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- (ニ) 調製作業の責任者が確保されていること。

ロ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作製する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作製された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

2 ほ場審査

(1) 基準

種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号。以下「指定種苗生産等基準」という。）の1に規定する基準（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆に係るものに限る。）及び次の表に掲げる基準を満たすこと。

審査項目 種子の種類	変種、異なる品種及び異なる種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象災害	主要農作物の生育状況
原原種	含まないこと。	含まないこと。	含まないこと。	20%	特に異常な生育を示していないこと。
原種	同	同	同	同	
一般種子	同	同	同	同	

(注) 1 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該主要農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

2 種子伝染性の病虫害は、次の各号に掲げる主要農作物の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 稲 馬鹿苗病及び線虫心枯病

(2) 大麦、はだか麦及び小麦（以下「麦類」という。） 黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

(3) 大豆 ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

(2) 変種、異なる品種及び異なる種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査をもって代えることができるものとする。

(3) その他の項目の審査

イ ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し、主要農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判定する。

ロ 混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められたものは合格とする。

3 生産物審査

(1) 基準

指定種苗生産等基準の2及び3に規定する基準（稲、麦類及び大豆に係るものに限る。）を満たすこと。

(2) 方法

イ 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(イ) 毎個審査

1包装ごとに抜き取り、審査する。

(ロ) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

a 移動法

(a) 連続して作製される審査対象個袋を原則として100個以上について毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）の比率を決定し、当該比率が5.05%以下の場合に限り抽出審査を行う。

(b) 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して、不良個袋を合格個袋と取り替える場合にあっては43個、不良個袋を取り除く場合にあっては44個に至るまで毎個審査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

(c) 合格個袋が(b)の数に至った場合には、次の個袋から10個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。

(d) 抽出審査で不良個袋が見出されれば、次の区切りから毎個審査に切り替えるものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表の左欄に掲げる荷口中の個袋数ごとに同表の中欄に掲げる個袋の数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数 (個)	抽出個袋数 (個)	不良個袋数 (個)
50以下	17	0
51以上 100以下	33	1
101以上 200以下	60	3
201以上 300以下	83	5
301以上 400以下	100	6
401以上 500以下	110	7
501以上 600以下	125	8
601以上 800以下	140	9
801以上 1000以下	150	10

(b) 審査の結果、不良個袋の数が(a)の表の右欄に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り替えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ハ) ばら審査

- a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1,000分の1以上を採取する。
- b a以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5箇所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。
- c a又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作製する。

ロ 発芽率の測定方法

(イ) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

(ロ) 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上若しくは間又は砂の中	25℃	5日	14日	予熱(50℃、7日以内)又は水若しくは1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4日	7日	予熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)又は0.05%ジベレリン(GA ₃)溶液に浸漬
はだか麦	同	同	同	同	同
小麦	ろ紙の上若しくは間又は砂の中	同	同	8日	同
大豆	ろ紙の間又は砂の中	25℃	5日	同	—

(注) 1 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

2 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

3 発芽率の測定は、主要農作物の種類ごとに、測定日の欄に掲げる日数以内に発芽した粒の数を集計すること。ただし、当該日数には、休眠打破を行った期間を含まないものとし、第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってもよいものとする。

(ハ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

- a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として計算する。
- b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値との差が次の表の4測定区間の欄に掲げる誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間の欄に掲げる誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差の範囲を超える場合

には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度 (%)	
	4 測定区間	3 測定区間
99	5	—
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

ハ 異品種種子、雑草種子及び病虫害種子の測定方法

(イ) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1 測定単位につき稲50 g、麦類100 g 及び大豆500 g を採取し、純潔種子、異品種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他の内容物に分離する。

(ロ) 測定及び測定結果の判定

重量を小数点第1位までグラム単位で秤量^{ひょう}する。